

事業計画概要書に対する知事意見書

6 長地環第5-6号

令和6年(2024年)12月9日

飯山陸送株式会社
代表取締役 勝山 正美 様

長野県長野地域振興局長

令和6年10月11日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	飯山陸送株式会社 代表取締役 勝山 正美 長野県飯山市大字静間280番1	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分 (I)	一般廃棄物処理施設の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字豊津字冷田入 5014 番 2 ほか	
② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第5条第2項に規定する一般廃棄物最終処分場	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○最終処分する一般廃棄物 燃え殻、燃え殻を処分するために処理したもの、ばいじん、ばいじんを処分するために処理したもの、プラスチックごみ 以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあつては、廃棄物の埋立処分(保管)の用に供される場所の面積及び埋立(保管)容量)	埋立面積 39,064m ² 埋立容量 約 772,000m ³	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	既存最終処分場の拡張	
	新	旧
	埋立面積 39,064 m ² 埋立容量 約 772,000 m ³	埋立面積 39,064 m ² 埋立容量 680,910 m ³
➤申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字豊津字冷田入5014番2ほか	
② 廃棄物の処理施設の種類	施行令第7条第14号ハに規定する産業廃棄物管理型最終処分場	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○最終処分(管理型埋立する)産業廃棄物 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	

④ 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	埋立面積 39,064m ² 埋立容量 約 772,000m ³	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	既存最終処分場の拡張	
	新	旧
	埋立面積 39,064 m ² 埋立容量 約 772,000 m ³	埋立面積 39,064 m ² 埋立容量 680,910 m ³
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市碓区、笠倉区、替佐区、穴田区、赤坂区、奥手山区、美沢区、田麦区、厚貝区、壁田区、古牧区、千曲川の一部〔放流水の流下地点（中野市大字豊津字大日影 3658 及び 3659 の先）〕 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (4) 及び第 2 の 2	
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・中野市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号	
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 第 1 回 令和 6 年 12 月 19 日 (木) 午後 7 時から 第 2 回 令和 6 年 12 月 20 日 (金) 午後 7 時から (場所) 替佐区公民館 中野市大字豊津 405-1	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。